

只木ゼミ後期第1問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

- 5 1. 弁護側はA説の検討の中で占有の有無の判断は厳格に見るべきであると述べているにも関わらず、弁護側の採用するC説による占有の有無の判断は、生きている人間にのみ占有を認めるという被害者の生死だけに着目したものにすぎないため、占有の有無を厳格に判断しているとはいえないのではないか。
- 10 2. 殺した直後にその場所で殺した人の財物を取得するという行為は「現代資本主義社会の人が当然に有する利欲的衝動の誤った実現」と言えるのではないか。

以上